平成２２年（フ）第６６４号
静岡県磐田市大泉町34番地の５
破産者　有限会社ミユキオイルサービス
１　決定年月日　平成23年２月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第６６５号
静岡県浜松市中区住吉５丁目８番28号
破産者　有限会社サンキュー
１　決定年月日　平成23年２月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第８６号
三重県松阪市大黒田町58―13、住民票上の住所三重県松阪市久保町502番地245
破産者　鈴木　　誠
１　決定年月日　平成23年２月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第１１５号
三重県松阪市矢津町1627番地２
破産者　有限会社オフィスケーエフ
１　決定年月日　平成23年２月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第１１６号
三重県松阪市日丘町569番地７、前住所三重県松阪市矢津町1627番地２
破産者　上假屋幸生
１　決定年月日　平成23年２月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第２４６号
大津市真野５丁目７番２号
破産者　株式会社青山組
１　決定年月日　平成23年２月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３８３号
滋賀県守山市下之郷３丁目14番24号
破産者　株式会社創住
１　決定年月日　平成23年２月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２８号
京都府与謝郡与謝野町字岩滝1862番地
破産者　株式会社西原
１　決定年月日　平成23年２月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２２年（フ）第１８９号
沖縄県沖縄市泡瀬２丁目31番16号　トーマスマンション泡瀬Ⅱ202号室
破産者　煤孫有史良
１　決定年月日　平成23年２月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第２４４号
宮城県大崎市古川駅南２丁目９番地３　古川駅南住宅３号棟306号
破産者　工藤恵美子
１　決定年月日　平成23年２月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第２４６号
宮城県大崎市古川栄町11番７―６号　古川栄町住宅51号、従前の住所宮城県大崎市岩出山字蛭沢229番地
破産者　千葉　　榮
１　決定年月日　平成23年２月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第１００号
奈良県橿原市西池尻町266番地の12　ドミール若林303号室
破産者　竹村　喜雅
１　決定年月日　平成23年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１９４号
奈良県橿原市中曽司町156番地の26
破産者　山本　忠男
１　決定年月日　平成23年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第２５８号
奈良県橿原市雲梯町350番地の41、開始決定時の住所奈良県葛城市南花内119番地５
破産者　アリュールこと　松田　信広
１　決定年月日　平成23年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第３０７号
奈良県北葛城郡上牧町米山台３丁目14番24―２号、旧住所奈良県北葛城郡上牧町片岡台１丁目６番地211、前住所大阪府藤井寺市国府２丁目10番23号
破産者　谷口　雅也
１　決定年月日　平成23年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第９５号
福岡県大川市大字荻島391―３　メゾンコンフォース102号、住民票上の住所福岡県久留米市山本町耳納1666番地２
破産者　深山　　正
１　決定年月日　平成23年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第１９５３号
札幌市手稲区稲穂１条１丁目７番５号
破産者　三井　慶昭
１　決定年月日　平成23年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２０号
富山市八尾町小長谷5911番地24
破産者　高野　省一
１　決定年月日　平成23年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１６５号
福井県坂井市三国町池上第90号22番地
破産者　橋本　春美
１　決定年月日　平成23年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１９０号
福井市西木田１丁目13番３号、従前の住所福井市二の宮３丁目４番32号
破産者　藤川　義雄
１　決定年月日　平成23年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係